

厚真町復旧・復興計画 策定方針

平成31年3月
北海道厚真町



1 策定の趣旨

2018年9月6日未明に発生した平成30年北海道胆振東部地震（以下「本地震」といいます。）は、厚真町を含む胆振東部3町を中心に、未曾有の被害をもたらしました。本町では36人の尊い人命が失われ、停電や断水など生活支障に加えて家屋や生産基盤に甚大な損害を被るなど、全ての住民が被災者となりました。

公共土木施設や被災農地などでは災害復旧事業が一部始まりましたが、里山の景観は被災したままであり、生活の基盤である住まいや生産基盤の再建にむけて、多くの住民が悩みや不安を抱えています。

厚真町復旧・復興計画（以下、「本計画」といいます。）は、生活基盤の早期復旧に向けた取り組みを示すとともに、住民一人ひとりが思い描く復興後の‘あつま’について、実現までのビジョンや事業計画、行程などをとりまとめたマスタープランとして策定します。

2 策定にあたっての基本姿勢

（1）住民意見の反映

甚大な被害を受けた地域を中心に、行政と住民が直接対話をする機会を積極的に設け、住民意向に沿った住まいの再建や集落再生の方向性について検討します。あわせて、アンケート調査やワークショップなど多様な参画機会を設けることで、より幅広い住民の意見の把握に努めます。

（2）有識者や外部人材、支援組織との連携

本地震による被害は甚大で、町内の人材や知見だけでは早期の復旧・復興事業を展開するのは困難な状況です。高度な知識を有する専門家や本地震を機に本町とつながりを持った外部支援組織や人材との情報交換と連携を密におこない、本計画策定にも生かします。

（3）復旧・復興フェーズにあわせた段階的な計画策定

復旧・復興の道りは長く、険しいものが予想されます。本計画は、より多くの住民意見を反映するために、策定期間を総合計画後期計画見直しまでを含めた約2年と長めに設定しながらも、住まいの再建など緊急性や優先度に応じた復旧・復興事業を展開するために段階的に計画を策定します。

（4）地域別復興まちづくり計画の作成

被害が甚大で土地利用計画に見直しが必要となる地域については、集落再生に向けた住環境整備計画等（復興まちづくり計画）を地域毎に作成します。

3 策定概要

(1) 計画の名称

「厚真町復旧・復興計画」

(2) 計画策定の主体

行政が住民と協働し、関係機関や外部人材と連携して策定します。

(3) 対象地域

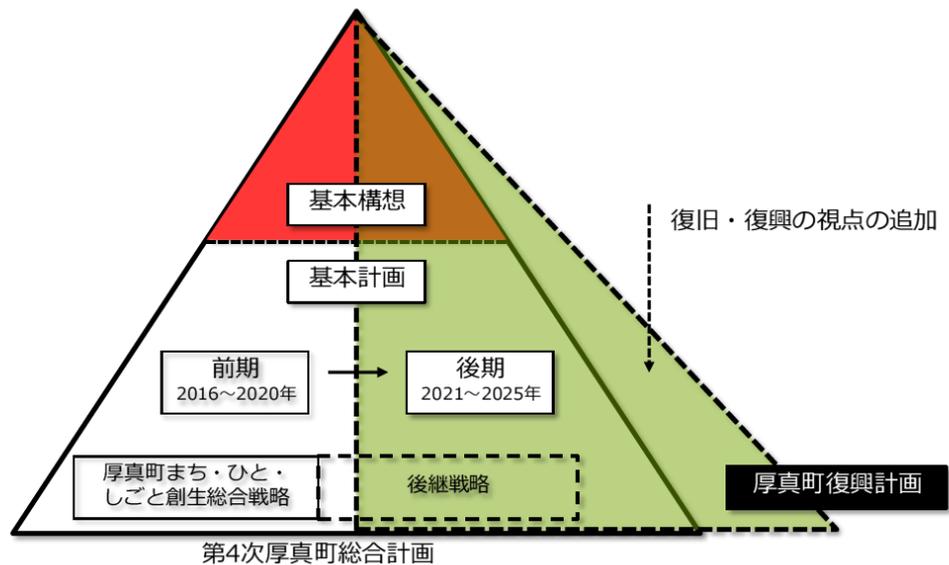
町内全域

(4) 計画の期間

7年間（2019年度～2025年度）

(5) 計画の位置づけ

本計画は「厚真町第4次総合計画（2016年～2025年）」を基本とし、本地震により顕著となった新たな課題に対し解決の方向性を示すとともに、更なる地域の発展に向けた計画として策定します。



4 計画の枠組みと策定プロセス

(1) 計画の枠組み

第1期計画（策定期間：2019年3月～2019年9月頃）

- ・被災状況の調査・分析
- ・インフラ・公共施設等の復旧計画と生活再建支援事業等の取組状況
- ・住民意見の集約（全世帯アンケート調査等）
- ・復興理念
- ・地域別復興まちづくり計画

（地域の被災状況整理/住民意向と個々の住宅再建方法の整理/土地利用計画の見直しと住環境整備に向けた手法の検討）

第2期計画（策定期間：2019年9月～2020年3月頃）

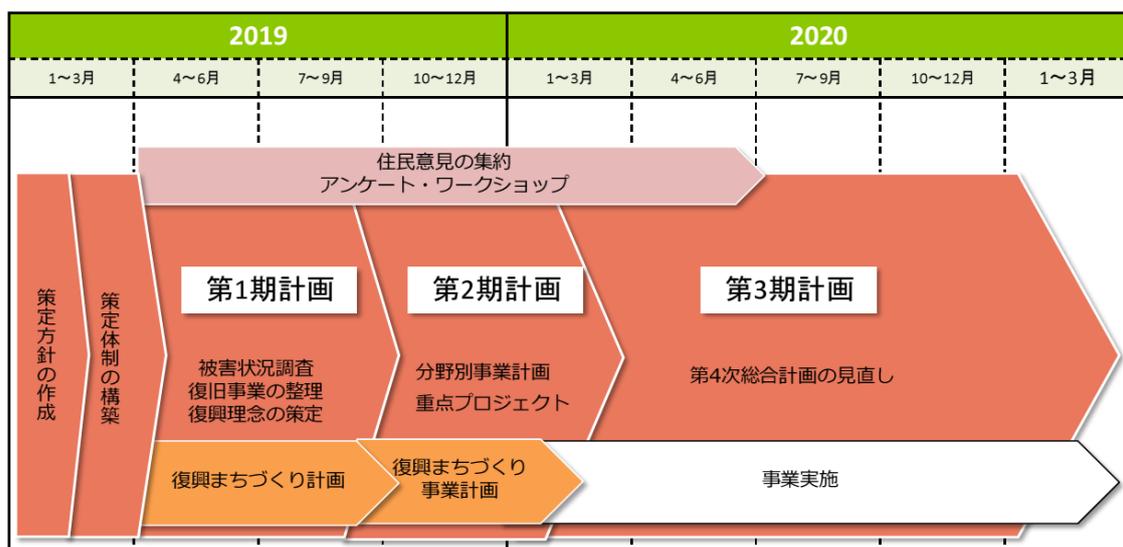
- ・住民意見の集約（ワークショップ等）
- ・テーマ別、分野別の事業計画、行程表
- ・重点プロジェクト
- ・地域別復興まちづくり事業計画

（住環境整備事業の実施に向けた詳細な計画の作成）

第3期計画（策定期間：2020年4月～2021年3月頃）

- ・総合計画前期計画の評価と復旧・復興計画を踏まえた後期計画の見直し

(2) 計画策定のプロセス



5 策定体制

(1) 策定に向けた組織体制

- 厚真町胆振東部地震復旧・復興推進本部

厚真町長が本部長、副町長と教育長が副本部長、各課管理職等が本部員となり、計画を策定します。

- まちづくり委員会

まちづくり委員会は、町長の諮問に応じ、本計画の策定に関して必要な事項を調査・研究及び審議をし、意見を取りまとめて町長に答申します。本計画の策定に際し、地区代表となる住民等を委員に追加するとともに、復旧・復興に関して専門的な知識を有する者をアドバイザーとして委嘱します。必要に応じて委員会内に部会を設置します。

- 地域再生検討委員会（仮称）

地域毎の復興まちづくり計画の策定にあたり、自治会を中心に地域住民で構成します。町職員およびまちづくり委員会アドバイザーと連携し、計画策定に向けた課題整理や意見集約をおこないます。

